

(案)

地財審第 号
令和5年 月 日

総務大臣
松本剛明 殿

地方財政審議会
会長 小西砂千夫

固定資産評価基準の改正に係る意見

総務省設置法（平成11年法律第91号）第9条第3項の規定に基づき、標記について別紙のとおり意見を申し述べる。

固定資産評価基準の改正に係る意見

令和5年 月 日
地方財政審議会

最近の建築資材価格は、コロナ禍に起因する「ウッドショック」・「アイアンショック」やウクライナ侵攻といった近年に例のない背景のもと、一般物価の上昇率よりもはるかに高い水準で急激に高騰しており、かつ、一部の資材についてはその後の短期間で価格が大きく下落するなど、当該価格高騰は一過性のものと考えられる。

こうした点を踏まえ、当審議会は、令和6年度評価替えに際して、令和6年度の賦課期日の属する年の2年前の7月（令和4年7月）現在の物価水準をそのまま家屋評価の基準として採用することが適当とは言いがたく、固定資産評価基準別表第8、別表第12及び別表第12の2に規定する標準評点数の改正に当たっては、木材及び鉄鋼に係る資材価格を適正化したうえで標準評点数を設定することが必要と考える。

また、課税庁の評価替え事務に支障が生じないよう、固定資産評価基準の改正事項については、自治体に対して可能な限り早く情報提供するべきである。

なお、今後の固定資産評価基準の改正に当たっては、標準評点数の設定のあり方について、適正な時価の算定に資するよう、更なる適正化に向けた検討を進められたい。